

議案第 51 号

伊賀市職員の給与に関する条例等の一部改正について

伊賀市職員の給与に関する条例等の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 26 年 3 月 11 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

第 1 条 伊賀市職員の給与に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 59 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 8 項を加える。

（平成 26 年 4 月 1 日における号給の調整）

29 平成 26 年 4 月 1 日において、第 17 条の 2 に規定する管理職手当の支給を受ける職員以外の職員であって、その職務の級における最高の号給を受ける職員以外の職員（第 3 条第 1 項第 1 号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員にあっては、平成 19 年 1 月 1 日において、その職務の級が 4 級以下の職員（同年中において職務の級が 5 級となった職員を除く。）に限る。）のうち、当該職員の平成 19 年 1 月 1 日及び平成 20 年 1 月 1 日において第 4 条第 3 項の規定により昇給した職員（同日における昇給の号給数の決定の状況等を考慮して規則で定める職員を除く。）及び当該職員との均衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員の平成 26 年 4 月 1 日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の 2 号給上位の号給（伊賀市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 25 年条例第 31 号）の規定により 1 号給上位の号給に昇給した職員及び平成 19 年 1 月 1 日において第 4 条第 3 項の規定により昇給していない職員（当該職員との均衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員を含む。）については、1 号給）とする。

30 育児休業条例第 11 条第 1 号に規定する育児短時間勤務をしている職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の給料月額、当該号給に応じた額に、勤務時間条例第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

31 前項の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律第 17 条の規定による勤務をしている職員について準用する。

32 育児休業条例第 15 条第 2 号に規定する短時間勤務職員に対する第 29 項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の給料月額は、当該号給に応じた額に、勤務時間条例第 2 条第 4 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

(給与の減額の特例)

33 当分の間、職員（次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級又は号給が次の表の職務の級等欄に掲げる職務の級又は号給以上である者であってその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（特定職員以外の者が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 給料月額 当該特定職員の給料月額（当該特定職員が附則第 13 項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項本文の規定により半額を減ぜられた給料月額。以下同じ。）に 100 分の 1.5 を乗じて得た額（当該特定職員の給料月額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額（当該特定職員が同項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該最低の号給の給料月額からその半額を減じた額。以下この号において同じ。）に達しない場合（以下この項、附則第 35 項及び第 36 項において「最低号給に達しない場合」という。）にあっては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額（以下この項及び附則第 35 項にお

いて「給料月額減額基礎額」という。))

- (2) 地域手当 当該特定職員の給料月額に対する地域手当の月額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額）
- (3) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第 18 条第 5 項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する 100 分の 20 を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第 2 項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100 分の 1.5 を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（同条第 5 項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する 100 分の 20 を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第 2 項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額）
- (4) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第 19 条第 4 項において準用する第 18 条第 5 項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する 100 分の 20 を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第 36 項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第 19 条第 2 項前段に規定する割合を乗じて得た額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（同条第 4 項において準用する第 18 条第 5 項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する 100 分の 20 を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第 36 項において「勤勉手当減額基礎額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第 19 条第 2 項前段に規定する割合を乗じて得た額）

(5) 第 20 条第 1 項から第 4 項まで又は第 6 項の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 第 20 条第 1 項 前各号に定める額

イ 第 20 条第 2 項又は第 3 項 第 1 号から第 3 号までに定める額に 100 分の 80 を乗じて得た額

ウ 第 20 条第 4 項 第 1 号及び第 2 号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

エ 第 20 条第 5 項 第 1 号から第 2 号までに定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

オ 第 20 条第 7 項 第 3 号に定める額に 100 分の 80 を乗じて得た額

給料表	職務の級等
行政職給料表（一）	6 級
教育職給料表	2 級 1 1 0 号給

34 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

35 附則第 33 項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第 11 条から第 14 条までに規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、第 15 条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に 12 を乗じ、その額をその年度の所定労働時間で除して得た額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に 12 を乗じ、その額をその年度の所定労働時間で除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

36 附則第 33 項の規定が適用される間、第 19 条第 2 項第 1 号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第 33 項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に 100 分の 1.0125 を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に 100 分の 67.5 を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

（伊賀市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第 2 条 伊賀市職員の育児休業等に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 47 号）の一部を次

のように改正する。

附則に次の３項を加える。

（給与条例附則第33項の規定により給与が減ぜられて支給される育児短時間勤務職員等に関する読替え）

- 3 育児短時間勤務職員等に対する給与条例附則第33項第１号、第３号及び第４号の規定の適用については、同項第１号中「号給の給料月額（」とあるのは「号給の給料月額に勤務時間条例第２条第２項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数（以下この項において「算出率」という。）を乗じて得た額（」と、「同項の」とあるのは「附則第13項の」と、「当該最低の号給の給料月額」とあるのは「当該額」と、「を減じた額（」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額（」と、同項第３号及び第４号中「給料月額及び」とあるのは「給料月額を算出率で除して得た額及び」と、「給料月額減額基礎額」とあるのは「給料月額減額基礎額を算出率で除して得た額」とする。
- 4 短時間勤務職員に対する給与条例附則第33項第１号の規定の適用については、同項第１号中「号給の給料月額（」とあるのは「号給の給料月額に勤務時間条例第２条第４項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数（以下この項において「算出率」という。）を乗じて得た額（」と、「同項の」とあるのは「附則第13項の」と、「当該最低の号給の給料月額」とあるのは「当該額」と、「を減じた額（」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額（」とする。
- 5 給与条例附則第33項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第23条の規定の適用については、同条中「第15条」とあるのは「附則第35項」とする。

（伊賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第３条 伊賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成16年伊賀市条例第46号）の一部を次のように改正する。

附則に次の１項を加える。

（給与条例附則第33項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に関する読替え）

- 4 給与条例附則第33項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第16条第３項の規定の適用については、これらの規定中「第15条」とあるのは「附則第35項」

とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
(平成25年 4 月 1 日前に55歳に達した職員に関する読替え)
- 2 平成 25 年 4 月 1 日前に 55 歳に達した職員に対する改正後の伊賀市職員の給与に関する条例附則第 33 項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日」とあるのは「伊賀市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成 26 年伊賀市条例第〇号）の施行の日」と、「55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後」とあるのは「同日後」とする。